



平成 28 年 12 月 15 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人
代表者名 執行役員 松本吉史
(コード番号 3298)

資産運用会社名
インベスコ・グローバル・リアルエステート・
アジアパシフィック・インク
代表者名 日本における代表者 辻 泰幸
問合せ先 ポートフォリオマネジメント 甲斐浩登
TEL. 03-6447-3395

規約変更及び役員を選任に関するお知らせ

インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催した役員会におきまして、下記のとおり、規約の一部変更及び役員選任に関して、平成29年1月31日開催予定の本投資法人の第3回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約の一部変更の内容及び理由について

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づく投資主総会の招集手続における公告の省略を可能とするための定めである、本投資法人の現行規約第9条第2項に定める「一定の日」について、平成29年12月25日から平成30年12月25日に変更するため、規定の変更を行うものです（変更案第9条第2項関連）。また、かかる変更に合わせて、基準日に係る規定を変更するものです（変更案第15条第1項関連）。
- (2) 本投資法人は主として東京圏をはじめとした大都市圏に所在するオフィスビルを主な投資対象としておりますが、昨今の不動産市場等に鑑み、引き続き大都市圏に所在する大規模オフィスビルを主な投資対象としつつ、それ以外のオフィスビル、商業施設、住宅、ホテル、物流施設、その他（これらの複合用途を含みます。）にも厳選して投資することを可能とするため、これらを本投資法人の投資対象とする変更を行うものです（変更案第28条第1項関連）。
- (3) 本投資法人の運用資産に属する不動産について運営委託を行うことを可能とするため、必要な変更を行うものです（変更案第31条第1項及び第2項関連）。また、運用報酬②の算定方法について、運営委託を可能とすることに伴う所要の変更を行うものです（変更案第37条第2号関連）。なお、本日現在、本投資法人の運用資産に属する不動産及び取得を検討している不動産に関して運営委託を行うことを想定しているものではありません。
- (4) 本投資法人が第三者より不動産を賃借した上で第三者に転貸することができることを明確化するため、規定を新設するものです（変更案第31条第4項関連）。
- (5) 分配可能金額の定義について、一般社団法人投資信託協会の規則の内容と平仄を合わせるため、規定の変更を行うものです（変更案第35条第1項第1号関連）。
- (6) 昨今の経済環境、不動産市場、賃貸市場、不動産投資信託証券市場等の動向を踏まえ、金銭

の分配の方針における利益を超えた金銭の分配の実施に関する基準を明確化するため、規定の変更を行うものです（変更案第35条第2項関連）。

- (7) その他、必要な表現の変更及び明確化並びに字句の修正等のために、所要の変更を行うものです。

（規約の一部変更の詳細については、別紙「第3回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

2. 役員選任について

執行役員1名（松本 吉史）から、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において執行役員1名の選任について、議案を提出いたします。

これに伴い、監督役員2名（下門 敬史・川崎 英嗣）から、新執行役員と任期満了日が異なることとなるので、執行役員と監督役員の任期満了日を統一するため、本投資主総会の終結をもっていったん辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において監督役員2名の選任について、議案を提出いたします。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任について、議案を提出いたします。

- (1) 執行役員候補者
 峯村 悠吾（新任）
- (2) 監督役員候補者
 下門 敬史（重任）
 川崎 英嗣（重任）
- (3) 補欠執行役員候補者
 辻 泰幸（重任）

（役員選任の詳細については、別紙「第3回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 投資主総会等の日程

- 平成28年12月15日 本投資主総会提出議案の役員会承認
平成29年 1月12日 本投資主総会招集通知の発送（予定）
平成29年 1月31日 本投資主総会（予定）

<添付資料>

第3回投資主総会招集ご通知

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.invesco-reit.co.jp/>

(証券コード 3298)

投資主各位

平成29年1月12日

東京都港区六本木六丁目10番1号
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人
執行役員 松本吉史

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年1月30日（月曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席されず、かつ、議決権行使書用紙による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：平成29年1月31日（火曜日）午前10時
2. 場 所：東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー 49階
「六本木アカデミーヒルズ タワーホール」
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主の方1人を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト (<http://www.invesco-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるインベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インクによる「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づく投資主総会の招集手続における公告の省略を可能とするための定めである、本投資法人の現行規約第9条第2項に定める「一定の日」について、平成29年12月25日から平成30年12月25日に変更するため、規定の変更を行うものです（変更案第9条第2項関連）。また、かかる変更に合わせて、基準日に係る規定を変更するものです（変更案第15条第1項関連）。
- (2) 本投資法人は主として東京圏をはじめとした大都市圏に所在するオフィスビルを主な投資対象としておりますが、昨今の不動産市場等に鑑み、引き続き大都市圏に所在する大規模オフィスビルを主な投資対象としつつ、それ以外のオフィスビル、商業施設、住宅、ホテル、物流施設、その他（これらの複合用途を含みます。）にも厳選して投資することを可能とするため、これらを本投資法人の投資対象とする変更を行うものです（変更案第28条第1項関連）。
- (3) 本投資法人の運用資産に属する不動産について運営委託を行うことを可能とするため、必要な変更を行うものです（変更案第31条第1項及び第2項関連）。また、運用報酬②の算定方法について、運営委託を可能とすることに伴う所要の変更を行うものです（変更案第37条第2号関連）。なお、本通知の日付現在、本投資法人の運用資産に属する不動産及び取得を検討している不動産に関して運営委託を行うことを想定しているものではありません。
- (4) 本投資法人が第三者より不動産を賃借した上で第三者に転貸することができることを明確化するため、規定を新設するものです（変更案第31条第4項関連）。
- (5) 分配可能金額の定義について、一般社団法人投資信託協会の規則の内容と平仄を合わせるため、規定の変更を行うものです（変更案第35条第1項第1号関連）。

(6) 昨今の経済環境、不動産市場、賃貸市場、不動産投資信託証券市場等の動向を踏まえ、金銭の分配の方針における利益を超えた金銭の分配の実施に関する基準を明確化するため、規定の変更を行うものです（変更案第35条第2項関連）。

(7) その他、必要な表現の変更及び明確化並びに字句の修正等のために、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条（招集）</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人の投資主総会は、平成29年12月25日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの12月25日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p>	<p>第9条（招集）</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 本投資法人の投資主総会は、平成30年12月25日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの12月25日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p>
<p>第15条（基準日等）</p> <p>1. 本投資法人が第9条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成29年10月末日及び以後隔年ごとの10月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。かかる場合のほか、決算期（第34条に定義する。以下同じ。）から3ヶ月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。</p>	<p>第15条（基準日等）</p> <p>1. 本投資法人が第9条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成30年10月末日及び以後隔年ごとの10月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。かかる場合のほか、決算期（第34条に定義する。以下同じ。）から3ヶ月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
2. (記載省略) 3. (記載省略)	2. (現行のとおり) 3. (現行のとおり)
<p>第28条 (投資態度)</p> <p>1. 本投資法人は、中長期的な安定的収益の確保と資産価値の着実な向上を行うことを目指して、<u>主としてオフィスビル及びオフィスビルに付随・関連する不動産を本体又はその裏付けとする不動産関連資産（第29条第1項(2)に定義する「不動産等」及び同項(3)に定義する「不動産対応証券」の総称をいう。以下同じ。）を主たる投資対象資産とする。ただし、本投資法人は、一体として開発された複数の不動産等から構成された施設（以下「複合施設」という。）を本体とし又はその裏付けとする不動産対応証券の全体又はその一部を取得する場合には、当該複合施設の取得対象部分の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産の賃貸可能面積のうち、利用目的又は実際の利用形態がオフィスである面積がその他の用途に使用される面積との比較において最大である場合に限り、オフィス、店舗その他の商業用施設や居住用施設も含めて当該不動産関連資産全体を投資の対象とすることができる。</u></p> <p>2. 乃至 6. (記載省略)</p>	<p>第28条 (投資態度)</p> <p>1. 本投資法人は、中長期的な安定的収益の確保と資産価値の着実な向上を行うことを目指して、<u>主たる用途をオフィス、商業施設、住宅、ホテル、物流施設、その他（これらの複合用途を含む。）とする不動産を本体又はその裏付けとする不動産関連資産（第29条第1項(2)に定義する「不動産等」及び同項(3)に定義する「不動産対応証券」の総称をいう。以下同じ。）を主な投資対象資産とする。</u></p> <p>2. 乃至 6. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第31条（組入資産の貸付けの目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、原則として、運用資産に属する全ての不動産（本投資法人が取得する不動産以外の不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）について、賃貸（駐車場、看板等の設置等を含む。）<u>するものとする。</u></p> <p>2. 本投資法人は、前項の不動産の賃貸に際して、敷金、保証金等その他これらに類する金銭を受け入れ又は差し入れることがあり、それらの金銭を受け入れた場合には、本投資法人の資産運用の基本方針及び投資態度等の定めに基づき運用する。</p> <p>3. (記載省略) (新設)</p>	<p>第31条（組入資産の貸付け及び<u>運営委託</u>の目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、原則として、運用資産に属する全ての不動産（本投資法人が取得する不動産以外の不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）について、<u>第三者との間で、①賃貸借契約を締結して賃貸（駐車場、看板等の設置等を含む。）を行うこと、又は②運営委託契約を締結して委託を行うことを原則とし、本投資法人の有する信託の受益権に係る信託財産である不動産については、①当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結させ、賃貸を行うこと、又は②当該信託の受託者に第三者との間で運営委託契約を締結させ、委託を行うこと若しくは本投資法人が当該不動産を受託者から借り受け、第三者との間で、運営委託契約を締結し、委託を行うことを原則とする。</u></p> <p>2. 本投資法人は、前項の不動産の賃貸又は<u>運営委託その他不動産等の投資又は運用</u>に際して、敷金、保証金等その他これらに類する金銭を受け入れ又は差し入れることがあり、それらの金銭を受け入れた場合には、本投資法人の資産運用の基本方針及び投資態度等の定めに基づき運用する。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. <u>本投資法人は、資産運用の一環として、不動産を賃借した上で、当該不動産を転貸することがある。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第35条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針</p> <p style="text-align: center;">（記載省略）</p> <p>(1) 本投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、<u>投信法及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算期毎に計算される利益の金額をいう。</u></p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15第1項に定める投資法人の課税の特例（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする（ただし、分配可能金額を上限とする。）。ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金、圧縮積立金、<u>買換特別圧縮積立金</u>並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</p> <p>(3) （記載省略）</p>	<p>第35条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針</p> <p style="text-align: center;">（現行のとおり）</p> <p>(1) 本投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、<u>投信法に準拠して決算期毎に計算される利益（投信法第136条第1項に規定する利益であって、貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。）</u>の金額をいう。</p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15第1項に定める投資法人の課税の特例（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする（ただし、分配可能金額を上限とする。）。ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金、圧縮積立金、<u>買換特例圧縮積立金</u>並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</p> <p>(3) （現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、<u>経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向</u>により本投資法人が適切と判断する場合又は本投資法人における法人税負担の課税負担を軽減することができる場合、前項(2)で定める分配金額に一般社団法人投資信託協会の諸規則に定める額を上限として本投資法人が決定する額を加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が法令に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p>	<p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、<u>経済環境、不動産市場、賃貸市場、不動産投資信託証券市場等の動向、本投資法人による資産取得及び資金調達</u>が1口当たり分配金額に及ぼす影響その他の事情を勘案し本投資法人が適切と判断する場合、<u>又は</u>本投資法人における法人税負担の課税負担を軽減することができる場合、前項(2)で定める分配金額に一般社団法人投資信託協会の諸規則に定める額を上限として本投資法人が決定する額を加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が法令に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. (現行のとおり)</p>
<p>第37条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準) (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 運用報酬② (記載省略)</p> <p>※1 NOI：本投資法人の当該決算期における損益計算書上の賃貸事業収入の合計から賃貸事業費用(ただし、減価償却費及び固定資産除去損を除く。)の合計を控除した金額。</p>	<p>第37条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準) (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 運用報酬② (現行のとおり)</p> <p>※1 NOI：本投資法人の当該決算期における損益計算書上の賃貸事業収入及び<u>運営委託収入</u>の合計から賃貸事業費用及び<u>運営委託費用</u>(ただし、減価償却費及び固定資産除去損を除く。)の合計を控除した金額。</p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員松本吉史から、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申出がありました。つきましては、平成29年1月31日付で新たに執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第17条第2項第一文但書を適用し、選任される平成29年1月31日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

また、本議案は、監督役員全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当、並びに重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
みね むら ゆう ご 峯村悠吾 (昭和52年6月28日)	平成12年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成17年2月 みずほ証券株式会社入社 平成20年3月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社）入社 平成22年8月 日興コーディアル証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 平成28年3月 インベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク入社 平成28年4月 同社、インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人担当ファンドマネージャー（現任）	0口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるインベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インクの本投資法人担当ファンドマネージャーです。その他には、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期についても、本投資法人規約第17条第2項第三文の定めに基づき、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第17条第2項第一文但書の規定が適用されます。

なお、本議案の補欠執行役員選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第17条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が終了する時までとなります。

また、本議案は、監督役員全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人 の投資口数
つじ やす ゆき 辻 泰 幸 (昭和43年1月16日)	平成2年4月 平成4年10月 平成10年2月 平成12年7月 平成15年10月 平成25年10月 平成25年12月	株式会社リクルートコスモス(現 株式会社コスモスイニシア)入社 株式会社総研入社 株式会社谷澤総合鑑定所入所 レンドリースジャパン株式会社入社 AIGグローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク(現 インベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク、平成23年2月商号変更)入社 同社、取締役(現任) 同社、日本における代表者(現任)	0口

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるインベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インクの日本における代表者です。その他には、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案：監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員下門敬史、川崎英嗣の両名から、新執行役員と任期満了日が異なることとなるので、これを統一するため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出がありました。つきましては、平成29年1月31日付で新たに監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における監督役員の任期は、投信法第101条第2項が準用する第99条第2項及び本投資法人規約第17条第2項第一文但書を適用し、選任される平成29年1月31日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

監督役員候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	しも かど たか し 下門敬史 (昭和29年1月27日)	昭和60年4月 柳田野村法律事務所（現 柳田国際法律事務所）入所 平成8年9月 赤井法律事務所（現 サリヴァンアンドクロムウェル外国法共同事業法律事務所）入所 平成21年9月 下門国際総合法律事務所開設（現任） 平成26年2月 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人監督役員就任（現任）	0口
2	かわ さき えい じ 川崎英嗣 (昭和25年10月1日)	昭和49年4月 株式会社東京相和銀行入行 平成2年9月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店（現 メットライフ生命保険株式会社）入社 平成20年1月 同社、執行役員 資産運用本部長兼CIO就任 平成21年12月 アリコアセットマネジメント株式会社代表取締役就任 平成26年2月 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人監督役員就任（現任）	0口

- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

参考事項

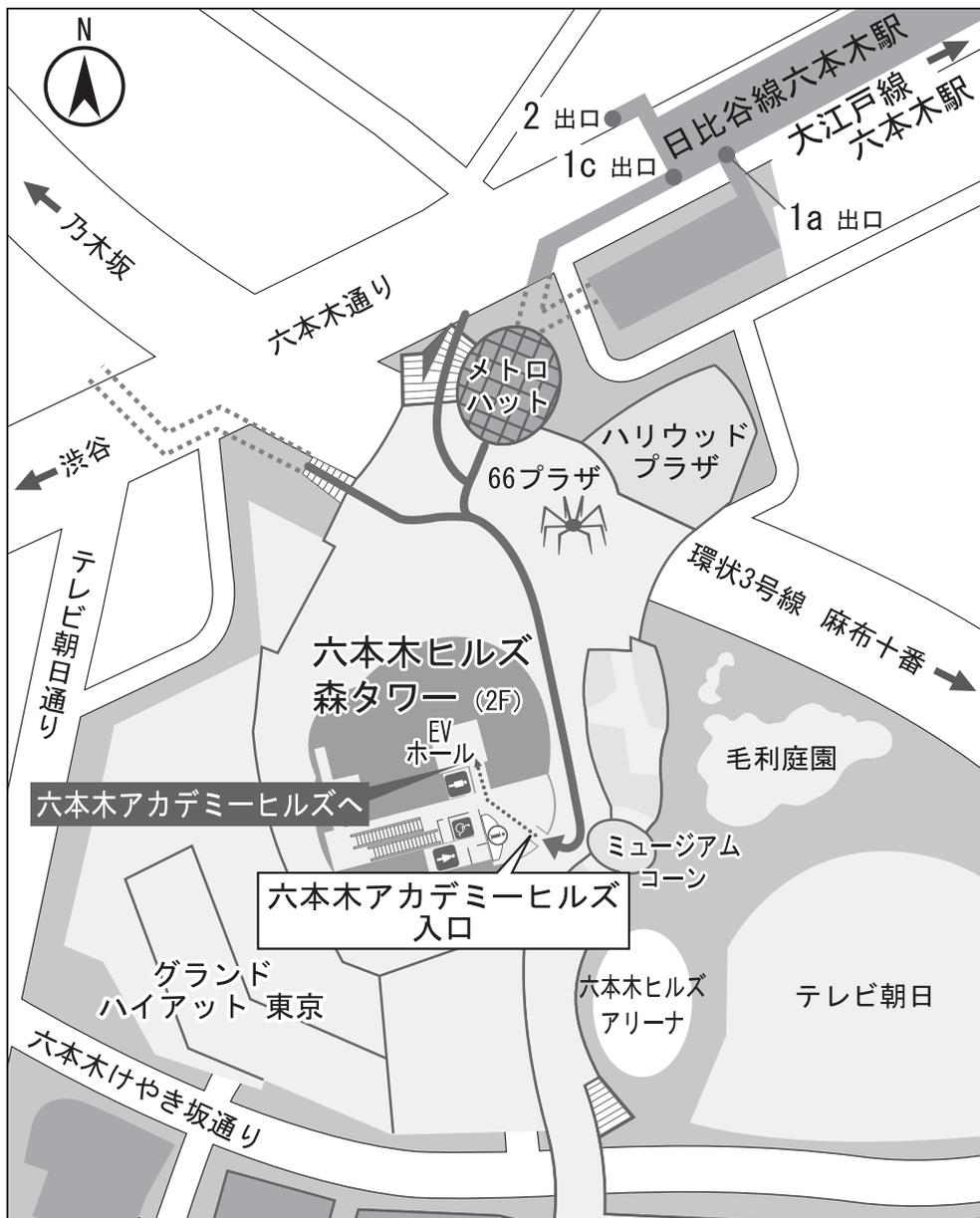
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー 49階
「六本木アカデミーヒルズ タワーホール」
TEL 03-6406-6220 (代表)

六本木ヒルズ森タワー地上2階の六本木アカデミーヒルズ入口からお入りください。



<交通のご案内>

- 東京メトロ 日比谷線六本木駅より1C出口 徒歩3分
(コンコースにて直結)
- 都営地下鉄 大江戸線六本木駅より3番出口 徒歩6分
(注) 会場最寄駅 日比谷線六本木駅

お願い：会場周辺の道路及び駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。